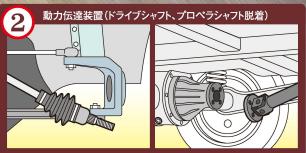
特定整備を行う場合は、認証を取得しましょう。

記憶である。

特定整備となる主な作業例

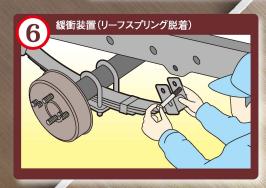














/ 未認証行為は、道路運送車両法違反となります。

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長(沖縄は総合事務局長)の道路運送車両と第七十八条の規定に基づく 認証を受けずに、業として自動車の特定整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

●道路運送車両法|

第七十八条(認証)

自動車特定整備事業を経営しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。 第百九条 (罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。(十一)第七十八条第一項の規定による認証を受けないで自動車特定整備事業を経営した者

国土交通省/(一社)日本自動車整備振興会連合会

未認証行為に関する情報提供用紙

情報提供年月日	年 月 日
未認証行為実施事業者の 名称又は氏名	
" 所在地	
" 電話番号	
" 状 況	1. エンジンを取り外して行う整備等
	2. フロントアクスル、フロントサスペンションアーム等を取り外して行う
	整備等
	3. ブレーキドラム、ブレーキキャリパ等を取り外して行う整備等
	4. その他
〃 実 態	1. 毎日実施している 2. 週に1~2回実施している
	3. 月に数回実施している
〃 営業形態	1. 検査代行業者 2. ガソリンスタンド 3. 中古車販売
	4. 鈑金・塗装関係 5. その他()
備考	
認証番号	電話番号
事業場名称	

匿名希望の場合は記入されなくて結構です。

※未認証行為を確認しましたら、本用紙に必要事項をご記入の上、所属の自動車整備振興会又は最寄の 運輸支局等へ情報提供をお願いします。